

④

令和 6 年市議会 1 1 月定例会

報 告 事 項

静 岡 市

目 次

報 告 番 号	件 目	頁
報 告 第 3 3 号	専決処分の報告について（施設管理下における傷害事故に係る和解について）	3
報 告 第 3 4 号	専決処分の報告について（交通事故、物損事故及び道路事故による損害賠償の額の決定について）	5
報 告 第 3 5 号	専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更について）	8

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、施設管理下における傷害事故に係る和解について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月15日提出

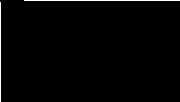
静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、施設管理下における傷害事故に係る和解について、次のとおり専決処分する。

令和6年10月16日

静岡市長 難波 喬 司

- 1 当事者 甲 静岡市
乙 静岡市駿河区池田1767番地の6
一般財団法人 静岡市動物園協会
理事長 杉山 たか子
丙 
丙法定代理人 

2 事故の概要等

- (1) 事故発生年月日 平成22年9月10日(金)
(2) 事故発生場所 静岡市駿河区池田1767番地の6 静岡市立日本平動物園
(3) 事故の概要 甲から委託を受けて施設を管理する乙の従業員が、丙の親権者父に対し、当時3歳であった丙がローラースライダーを単独で滑走することを承認した結果、単独滑走した丙の左足がフレームに引っかかり骨折した

事故である。

3 和解条項の要旨

- (1) 甲、乙及び丙は、本事故による丙の損害額は、243万5,539円であることを、過失割合は、甲及び乙8割、丙2割であることをそれぞれ確認する。
- (2) 甲及び乙は、過失割合を考慮し、連帯して丙に対し、1,948,431円の損害賠償金の支払義務があることを認める。
- (3) 甲及び乙は、この示談の成立後遅滞なく、前号の損害賠償金計1,948,431円のうち既払額831,304円を除く1,117,127円を、丙の指定する口座に送金して支払う。
- (4) 乙と丙は、本事故に関し、前2号の損害賠償金とは別に、乙が丙に対し、見舞金として計240,221円を支払ったことを認める。
- (5) 甲、乙及び丙は、前3号に定めるもののほか、本事故に関し、互いに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年10月16日

静岡市長 難波 喬 司

交通事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 299,563 (エアコン購入費)			令和6年 7月1日 [redacted]	公用車を後進させたところ、相手方所有のエアコン室外機に接触し、同エアコン室外機を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年10月16日

静岡市長 難 波 喬 司

物損事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 501,960 (車両修理費)	静岡市駿河区 富士見台一丁目 5番10号	静岡南警察署 署長 羽畑 和夫	令和6年 7月22日 静岡市駿河区 富士見台一丁目 5番10号 静岡南警察署内	霊柩車を方向転換しようとしたところ、駐車中の相手方車両に接触し、フロントバンパー等を損傷させた事故である。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年10月17日

静岡市長 難 波 喬 司

道路事故による損害賠償の額の決定について

損害賠償の額	損害賠償の相手方		事故発生 年月日・場所	事故の概要
	住 所	氏 名		
円 87,721 (車両修理費)			令和6年 8月30日 静岡市駿河区 小鹿1506番 地の9地先	市道を走行中の相手 方車両が、外れた側溝蓋 に乗り上げ、左フェンダ ー等を損傷させた事故 である。
円 149,728 (車両修理費)			令和6年 9月1日 静岡市駿河区 高松 3093番地の 4地先	市管理道を走行中の 相手方自動二輪車が、道 路上の穴に落輪し、後輪 ホイール等を損傷させ た事故である。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和6年10月25日

静岡市長 難波 喬 司

工事請負契約金額の変更について

工事名	契約金額（円）	変 更 概 要
令和5年度駿嘱債第1号 静岡競輪場競走路改修工事 (令和5年12月13日議決) 第1回変更 (令和6年9月17日報告)	当初 687,500,000 第1回変更後 710,613,200 第2回変更後 711,947,500	東スタンド前広場を工事用車両の通路として使用していたところ、既設舗装を損傷させたため、工事用通路舗装補修工を増工する。 (当初議決より 24,447,500円増額(3.56%増))